

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 仁瓶 善太郎
【住所又は本店所在地】	〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪タワーB 24階 弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所大阪オフィス
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和4年6月2日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社 東芝
証券コード	6502
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京、名古屋

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ファラロン・キャピタル・マネジメント・エルエルシー (Farallon Capital Management, L.L.C.)
住所又は本店所在地	米国カリフォルニア州、サンフランシスコ、ワン・マリタイム・プラザ、スイート2100 (One Maritime Plaza, Suite 2100, San Francisco, California, U.S.A.)
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 加納 さやか
電話番号	03-6888-4787

2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	チヌーク・ホールディングス・リミテッド (Chinook Holdings Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 加納 さやか
電話番号	03-6888-4787

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年4月20日
訂正箇所	第2【提出者に関する事項】2【提出者(大量保有者)/2】の住所を事業所の所在地から登録された住所に訂正する。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者)/2】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	チヌーク・ホールディングス・リミテッド (Chinook Holdings Ltd.)
住所又は本店所在地	米国カリフォルニア州、サンフランシスコ、ワン・マリタイム・プラザ、スイート2100 (One Maritime Plaza, Suite 2100, San Francisco, California, U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者)/2】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	チヌーク・ホールディングス・リミテッド (Chinook Holdings Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	